琵琶湖・森林・防災対策特別委員会 資料２（参考）
令和８年（2026年）２月16日
琵琶湖環境部森林政策課

一般社団法人滋賀県造林公社の行う分収造林事業のあり方に関する方針

R8.2.16時点
素案

滋　賀　県

令和８年３月

目　　次

1　分収造林事業のあり方に関する方針の基本的な考え方

（1）分収造林事業とは　・・・・・・・・・1

（2）あり方検討の背景　・・・・・・・・・1

2　公社の行う分収造林事業の現状

（1）分収造林事業の現状

①公社造林の経緯　・・・・・・・・・3

②特定調停　・・・・・・・・・3

③調停成立～現在　・・・・・・・・・3

（2）公社の組織体制・財務の状況

①　組織体制の状況　・・・・・・・・・4

②　財務の状況　・・・・・・・・・4

3　公社の行う分収造林事業を取り巻く状況

（1）外部有識者による検討結果

①滋賀県分収造林事業あり方検討会　・・・・・・・・・6

②滋賀県森林審議会　・・・・・・・・・6

（2）他府県の状況

①　林業公社の存廃状況　・・・・・・・・・6

②　林業公社解散府県での公社林管理状況　・・・・・・・・・7

4　公社の行う分収造林事業の今後のあり方

（1）分収造林事業のあり方に関する方針

①　分収造林事業に対する評価　・・・・・・・・・8

②　検討の視点　・・・・・・・・・8

③　今後の方針　・・・・・・・・・9

（2）公社への関与　・・・・・・・・・9

（3）国や市町との連携　・・・・・・・・・10

（4）公社の組織と財務　・・・・・・・・・10

（5）債権処理　・・・・・・・・・11

（6）今後の公社林整備　・・・・・・・・・11

1　分収造林事業のあり方に関する方針の基本的な考え方

(1) 分収造林事業の趣旨

分収造林事業は、戦後の著しい経済成長に伴う木材需要の急激な増大に対処すべく、昭和33年(1958年)に制定されました分収造林特別措置法に基づき、木材資源の充実と森林の有する公益的機能の維持増進を目的に、土地所有者から借り受けた土地に造林者が費用負担者となり造林を行い、将来生長した木材を伐採したときに、造林者と土地所有者が伐採に伴う収益を分収する仕組みの事業です。

滋賀県では、社団法人滋賀県造林公社が昭和40年(1965年)に、また、財団法人びわ湖造林公社が昭和49年(1974年)に設立されました。両公社は、将来の伐採収益を担保に調達した借入金を資金原資として、土地所有者個人による森林整備が進みにくい奥地等の条件不利地において、分収造林方式による造林・保育事業を進めましたが、林業の採算性低下により債務弁済が行き詰まり、平成19年(2007 年)に特定調停を申し立て、平成23年(2011年)に滋賀県と下流団体が総額約 956 億円の債権放棄を行うことで経営再建を果たしました。両公社は、平成24年(2012年)に合併し、平成25年(2013年)には現在の一般社団法人滋賀県造林公社（以下「公社」という。）となりました。

公社では、設立以降、分収造林方式で県内に約２万ヘクタールに及ぶ針葉樹林を造成し、森林の持つ公益的機能を高め、琵琶湖の保全に寄与されてきました。

(2) あり方検討の背景

こうした事業成果の一方で、分収造林事業を取り巻く環境は、木材価格の長期的な低迷、労務単価や資材価格の高騰など、公社の設立時とは大きく変化してきました。

公社が設立された昭和40年(1965年)から昭和55年(1980年)頃までは、全国的に木材価格の上昇が続いていた時期で、こうした高い木材価格を背景に公社では急速に造林を進めていきました。しかし、分収造林事業は、造成した森林が成林する50年後に造林資金を回収する経営スキームであったことから、平成２年(1990年)以降に生じました木材価格の長期的低迷などの要因で経営に行き詰まり、累積債務の圧縮および経済的再建を目指し平成19年(2007年)に特定調停を申し立てることとなりました。

平成23年(2011年)に、滋賀県を含む債権者が多額の債務免除を行う内容で調停が成立し、平成27年(2015年)から本格的な伐採を開始しましたが、労務単価の上昇等による事業コストの高騰や国庫補助制度の変更などにより、事業の採算性がさらに低下し、特定調停成立時に計画していた債務弁済ができていない状況が続いていました。

この点について、令和６年(2024年)３月に公表された包括外部監査報告書では、「債権回収額（令和５年度以降の弁済見通し）は約18億円～31億円となり、現状の長期収支見通しを更に下回る結果となった。過去に特定調停が行われ、既に 1,000 億円近い債務免除が行われた経緯を踏まえると、楽観的な見積もりは損害を更に拡大させる懸念がある。よって、楽観的要素を排除した現実的な返済計画が策定されるべきである。」と報告されています。また、滋賀県が令和４年(2022年)から実施している航空レーザ計測による森林解析結果によって、公社林の生育状況

が明らかになってきました。

　これを受けて、令和６年(2024年)１月に滋賀県森林審議会（以下「審議会という。」）へ「滋賀県の森林林業行政の推進における一般社団法人滋賀県造林公社の果たすべき公益的役割」について諮問を行い、さらに、令和６年(2024年)９月には滋賀県分収造林事業あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置し、外部有識者による検討を行うなど、公社の行う分収造林事業および公社運営の抜本的見直しに向けた取組を進めてきたところです。

　滋賀県としては、公社のこれまでの事業成果を評価しつつも、事業継続に伴う課題の解決を重視することとし、今回の取組を踏まえて、「公社の行う分収造林事業のあり方」について今後の県の方針を策定することとしたものです。

資料１：山元立木価格と労務単価の推移（滋賀県）

2　公社の行う分収造林事業の現状

(1) 分収造林事業の状況

①　公社造林の経緯

日本国内では、第二次世界大戦中に伐採され放置されたままの造林未済地の問題と相まって、戦後復興に伴う木材需要が増大していました。また、高度経済成長期には、石炭から石油・ガスへの燃料転換（燃料革命）が生じ、広葉樹の需要が低下していました。こうした時代背景から、成長が早く、建築用材としての需要が見込まれる針葉樹を植栽する「拡大造林政策」が国策として推進されることとなりました。

滋賀県においても、「びわ湖の水を高度に産業用水として活用しうるようにするとともに、森林資源を造成し、後進地域に対して雇用の場を与え、生活経済の安定を図ること」を趣旨として、昭和40年(1965年)４月に「社団法人滋賀県造林公社」が、また、琵琶湖総合開発事業における造林の担い手として、昭和49年(1974年)３月に「財団法人びわ湖造林公社」が設立されました。両公社は、昭和40年(1965年)から平成元年(1989年)にかけて、土地所有者と分収造林契約を締結し、分収造林特別措置法（昭和33年(1958年)制定）および林野庁長官通知（昭和40年４月１日知事あて林野庁長官通知「林業公社の設立許可その他の指導監督について」）の趣旨を踏まえ、森林所有者による造林が困難な山間奥地（いわゆる条件不利地。全体の約60％が積雪地帯である湖北や湖西地域に分布）を中心に、滋賀県全域で造林を実施してきました。

公社の植栽や保育、伐採等に必要な事業資金は、旧農林漁業金融公庫（現在の株式会社日本政策金融公庫のことで、以下「公庫」という。）や、滋賀県、琵琶湖・淀川流域の下流団体（大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、阪神水道企業団）からの借入金により調達し、将来の伐採収益で弁済することを予定していました。

資料２：造林公社営林地位置図

②　特定調停

公社は、調達資金の弁済を目指し森林整備を行いましたが、事業費の高騰や木材価格の下落等により、見込まれていた伐採収益が生じない状態となり、毎年度の公庫への借入金返済のために滋賀県から追加借入を行うという悪循環に陥りました。その結果、債務総額が雪だるま式に増大していき、平成18年度(2006年度)末時点で両公社の累積債務は 1,057 億円に達しました。両公社は累積債務圧縮のために特定調停を申し立てることを決定し、平成19年(2007年)11月に大阪地方裁判所に特定調停の申立てを行いました。

その後、計11回に及ぶ調停を経て、平成23年(2011年)３月に特定調停が成立しました。

資料３：特定調停の概要

③　調停成立～現在

特定調停が成立した平成23年(2011年)以降、公社は調停により確定した残債務約 188 億円の返済に向けて、公社林の木材生産を続けていますが、併せて以下の経営改善策を打ち出し、経営の健全化に努めています。

ア　造林公社経営計画検討委員会を設置し、今後の返済計画となる「長期経営計画」に加え、短期的な実行計画として「中期経営改善計画」を策定する。

イ　長期経営計画および中期経営改善計画の実績を検証して評価を行うため、外部有識者で構成する評価委員会を設置する。また、毎事業年度終了後、評価結果を県知事、県議会に報告する。

ウ　分収契約林のうち、伐採収益が見込めないことが明らかな不採算林事業地の契約解除を行う。

エ　分収契約期間を50年から80年へ延長する。

オ　分収割合を現行の森林所有者40％：公社60％から、森林所有者10％：公社90％へと変更する。

しかし、債務弁済実績額が長期経営計画上の債務弁済計画から大きく乖離する状況が続いており、また、航空レーザ計測による森林解析の結果、公社林の生育状況や債務弁済に必要な伐採材積量約 188 万㎥が確保できないこと、調停により確定した残債務約 188 億円の全額が弁済できないことが明らかになりました。

資料４：公社長期収支見通し

（2）公社の組織体制・財務の状況

①　組織体制の状況

公社は、分収林特別措置法に基づく森林整備法人であり、林業労働力確保の促進に関する法律（平成８年（1996年）制定）に基づく林業労働力確保支援センター機能を兼ね備えた団体となります。林業労働力確保支援センターは、林業に携わる人材の確保・育成を目的とする公的な支援機関として公社に併設されており、現在、４課１センターの体制となっています。

公社職員については、県からの職員派遣受入を基本に業務量の増減に合わせた対応が可能となるようにしており、平成30年(2018年)と令和元年(2019年)にそれぞれ１人ずつを採用したことを除き、プロパー職員の新規採用を行っていません。そのため、公社に在籍するプロパー職員は、昭和53年(1978年)の42人をピークに、定年退職による減少などを続け、令和７年(2025年)現在は４人となっています。

資料５：公社組織体制等

②　財務の状況

ア　資金調達の状況

公社資金調達額の約８割が滋賀県からの収入となっています。特に、滋賀県が特定調停に基づき公社の管理運営費の全額および森林整備費の一部を支援するために、公社へ毎年度拠出している出資金（約２億円／年）が約４割を占めている状況となっており、公社経営は県の支援に依存している状況となっています。

イ　損益の状況

公社の近年の損益等の状況としては、分収造林事業の履行による木材生産で生じる木材

売上や受取出資金、受取補助金等の収入から、木材生産にかかる事業費や人件費等の管理運営費を差し引くと若干の事業収益を発生させています。しかし、本格的な木材生産を始めた平成27年度(2015年度)以降で、黒字決算だったのは、ウッドショックの影響があった令和３年度(2021年度)から令和５年度(2023年度)までの３年間のみで、その他の期間においては全て赤字決算となっています。

ただし、伐採収益の全額が債務弁済に充てられる公社の経営構造上、黒字として現れる資金の大半は、滋賀県からの出資金の費消残余であると考えられます。この点について、令和６年(2024年)３月に公表された包括外部監査報告書では､｢県からの出資金に余剰が生じている｡出資金の本来の趣旨は､造林公社の公益的機能の重要性を鑑み､これを持続させるために行われる財政的支援であるから､当該支援は造林公社の公益的機能を保持する目的の範囲内で行われるべきである｡資金から余剰が発生し､造林公社の運転資金を構成するという現状は好ましくない｡そのため､出資金は造林公社で生じた実際の管理経費等の支出額に沿って会計年度末以降に実費精算するか､又は年初に概算払いし､会計年度末以降に差額精算を行うべきである｡｣と指摘されています。

ウ　貸借の状況

令和６年度(2024年度)末時点における貸借対照表では、資産の主なものとして、固定資産で分収造林森林勘定が約 755 億円あり、資産合計は約 760 億円となっています。

次に負債の主なものとして､固定負債で社員借入金(滋賀県および兵庫県からの借入金)が約 183 億円、分収造林事業損失引当金が約 575 億円あり、負債合計は約 759 億円となっています。

最後に資本は、一般正味財産が約１億円となっています。現状は、資産が負債を上回っていることや現預金と特定資産で３億円以上の現金を保有しているなど、貸借対照表上の資産内容やバランスからは財務の健全性が保たれているといえます。一方で、簿価で 755 億円の分収造林森林勘定を有しているが、伐採収益が資産額を下回る不採算事業地を多く抱えていることで将来的には債務超過の発生が確実視されていることや、資金調達の多くを滋賀県からの出資金や補助金による支援に依存していることを踏まえれば、公社経営は薄氷を踏むような状況であるともいえます。

資料６：公社　一般正味財産増減計算書

資料７：公社　貸借対照表

３　公社の行う分収造林事業を取り巻く状況

(1) 外部有識者による検討結果

検討会および審議会で取りまとめられた検討結果は、いずれも滋賀県に対して、公社が行う分収造林事業の廃止を含む抜本的見直しを求める内容となっています。

①　滋賀県分収造林事業あり方検討会

検討項目	検討結果
分収造林事業のあり方	中長期的に分収造林事業の収束を図っていただきたい
公社林整備のあり方	採算林は、民間事業者と連携して林業経営を進め、積極的に木材生産を行うべく取り組むことが望まれる 不採算林は、土地所有者の意向を十分に踏まえつつ、県有林化などの公的管理のあり方について検討を進めていただきたい
債権処理のあり方	債権者が債権の全額を放棄せざるを得ない
公社組織のあり方	結果責任や経営結果に対するけじめをつける意味において解散することが望まれる

②　滋賀県森林審議会

審議項目	答申内容
分収造林事業のあり方	10年程度の期間をかけて中長期的に分収造林事業の収束を図るべき
公社林整備のあり方	採算林は、民間事業者と連携して林業経営を進め、積極的に木材生産を行うべく取り組むことが望まれる 不採算林は、土地所有者の意向を十分に踏まえつつ、県有林化などの公的管理に移行するべき
債権処理のあり方	債権者が債権の全額を放棄せざるを得ない
公社組織のあり方	分収造林事業の収束や債権放棄を行うことを踏まえれば、公社組織が解散されなければ県民理解が得られない
果たすべき公益的役割	公社に果たすべき公益的役割はない 今後は、滋賀県が残る公社林を公的管理することで、森林林業行政の推進における公益的役割を果たされたい

資料８：検討会および審議会による検討の状況

(2) 他都道府県の状況

①　林業公社の存廃状況

各都道府県では、39道府県（千葉県、静岡県、三重県、大阪府、香川県、福岡県、佐賀県、沖縄県を除く）が分収造林特別措置法に基づき林業公社を設置していましたが、平成21年(2009年)から平成28年(2016年)までの間に時限的に創設された第三セクター等改革推進債（以下「三セク債」という。）を活用し神奈川県で林業公社を解散されたのをはじめとし

て、令和７年度(2025年度)末時点で林業公社を解散した道府県は15道府県を数えます。（北海道は森林整備法人の認定取り消しによるものです。）

このうち、三セク債を活用し公社を解散した府県は、神奈川県（平成22年度(2010年度))、愛知県、青森県、群馬県、栃木県、宮城県(平成25年度(2013年度))、京都府(平成26年度(2014年度))、広島県(平成27年度(2015年度))、奈良県、山梨県(平成28年度(2016年度))の10府県となっています。(宮城県は三セク債を活用し林業公社の債務を清算した後、今も林業公社を存続されています。)

また、兵庫県では、令和３年(2021年)に受検された包括外部監査で受けた指摘を踏まえ、分収造林事業の廃止を視野にあり方検討を進められています。

② 林業公社解散府県での公社林管理状況

林業公社を既に解散している他県では、採算林を対象に県営林として管理するなど、実質的な公的管理を継続しているケースが多い状況です。

一方で、不採算林については契約を解除し森林を所有者へ返還されています。

資料９：他道府県林業公社の存廃状況

４　公社の行う分収造林事業の今後のあり方

(1) 分収造林事業のあり方に関する方針

①　分収造林事業に対する評価

公社は、分収造林事業により、県内約２万ヘクタールに及ぶ造林を行い、その過程で林業政策および森林政策の両面において県政に大きく貢献されてきたものと評価しています。一方で、公社林の生育不良や木材価格の低迷、事業コストの上昇などの社会経済情勢の変化により事業採算性が著しく悪化しており、債務弁済スキームとしては破綻状態に陥っている状況です。

この点については、令和５年に滋賀県が受検した包括外部監査においても指摘を受け、外部有識者による検討を行いましたが、検討会のとりまとめ結果および審議会の答申のどちらからも分収造林事業の抜本的な見直しについて提言を受けています。

②　検討の視点

ア　経営的視点

公社経営は、外部環境要因をはじめとする多くの変数が複雑に作用しているため、正確に将来の経営を見通すことが難しく、公社経営を取り巻く変数がプラスに働くことで、将来的に経営が好転する可能性も現時点では否定はできません。しかしながら、経営ストックである森林資源が将来に向かって先細りしていく事業構造や、県から累計50億円を超える運営費支援や延べ 350 人を超える規模の人的支援を行ってきた経過、また、公社設立以降に公社造林に対して行われた 1,000 億円を超える投資のほとんどが回収不可能に陥っていること、公社が負っていた農林漁業金融公庫（現在の日本政策金融公庫）からの借入金を滋賀県が免責的に引き受け、総額約 690 億円の分割弁済を行っている状況などを勘案すれば、これ以上、将来の不確かな経営改善の可能性に期待するのではなく、さらなる県民負担を伴うような将来リスクの発生を積極的に避けるような方向性で検討すべきだと考えます。

資料 10：公社に対する県財政支援の状況

イ　対外的影響の視点

公社の行う分収造林事業は、公社職員が公社の持山へ行って木を伐って自ら売っているのではなく、森林所有者からお借りした土地の上に造林し、公社の木材生産事業を林業事業者が受注し、木材事業者が伐採された木を木材に加工し流通させることで成り立っています。そのため、事業のあり方を見直すことで、多くのステークホルダーが様々な影響を受けることが想定されます。

ウ　公共的視点

公社は、木材資源の充実および琵琶湖の水源涵養機能の向上という２つの目的で造林を行いました。このうち、琵琶湖の水源涵養の向上については、琵琶湖・淀川流域における上下流の関係の中で、流域利水や流域治水という観点において、下流自治体からの要

請を受けて実施したという経過を見ても、公共事業的性質が特に大きいものと考えられます。

県内に存在する森林約20万ヘクタールはその全てが琵琶湖の貴重な水源林に位置付けられ、公社林はそのうち１割に相当する約２万ヘクタールを占めており、琵琶湖の水源保全に与える影響は非常に大きいものと評価しています。そのため、滋賀県として、琵琶湖保全を持続的に実現し続けるためには、公共的側面において、水源林としての機能を有する公社林はこれからも必要であり、滋賀県には、今後も変わりなく公社林の適正管理を担保していく使命と責任があるものと考えられます。

③　今後の方針

公社の行う分収造林事業について、滋賀県としては、外部有識者による検討結果や事業者への影響を考慮し、第４期中期経営改善計画（以下「中期計画」という。）期間においては木材生産活動の継続を認めますが、全体で10年以内（令和17年度まで）に、対外的な影響を可能な限り低減させる目的でソフトランディングさせつつ、木材生産活動を打ち切り、契約解除に向けた契約者交渉を行うなど、分収造林事業を収束させていく方針とします。

併せて、今後も滋賀県が琵琶湖の水源涵養を守り、森林の適正管理により県民の公共利益を保全するためには、今まで以上に森林に対する公共的関与を強め、人口減少をはじめとする社会経済情勢の変化を踏まえた森林のあり方、森林行政のあり方、森林所有のあり方といった社会問題に対して解決策を見出していく必要があります。そのため、これまでの分収造林事業を通じた森林政策を見直し、新たな時代にふさわしい持続可能な森林政策への転換を目指す方針とします。

資料 11：分収造林事業収束に向けたロードマップ（県想定案）

(2) 今後の公社への関与

滋賀県は、一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例（平成21年(2009年)制定。以下「関与条例」という。）に基づき、公社の健全な経営の確保に向けて指導・助言を行うなど公社への関与を強めるとともに、特定調停に基づき、公社の行う分収造林事業の継続による債務弁済と森林の持つ公益的機能の持続的発揮の両立に対して人的支援および財政的支援を行ってまいりました。

今後は、公社がこれまでの経営方針を転換し、主体的に分収造林事業の中長期的収束に向けた取組が進められるよう、関与条例に基づき指導、助言を行うこととします。また、公社が事業収束を行う実施主体として、組織の存続が担保され、分収造林契約者や林業事業者といった関係者に対して信頼性と信用性をもって収束に向けた手続きが誠実に履行できるよう、経営方針の転換を条件に、今後10年間を期限とし、必要な人的支援および財政的支援を継続することとします。

また、これまで公社が担ってきた特定調停に基づく森林のもつ公益的機能の持続的発揮に向けた責務は、滋賀県が引き継ぐこととし、必要な手法と体制を整備することとします。（詳細は４(4)、(6)で後述）

(3) 国や市町との連携

公社の行う分収造林事業がこのような極めて厳しい状況に陥った背景として、公社設立当時、国の指導に基づき、将来的な木材生産が難しい山間僻地へ分収方式による造林を行ったことや、木材の輸入自由化により国内木材価格が下落基調となったことなど、国にも一定の責任があるものと考えます。また、琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成27年(2015年)制定）に基づき、滋賀県は琵琶湖を保全するために、琵琶湖の水源林である森林を保全する責務を有しています。今後は、分収造林事業の収束に関して国の責任を果たすよう強く要望を行うとともに、琵琶湖の保全及び再生に関する法律に基づく国と滋賀県の関係においても、必要な支援を求めていきます。

公社林の管理に関する市町との連携について、検討会では、「森林経営管理法は、森林所有者が自分で管理できない森林を集積し、効率的に市町で管理しようという趣旨の法律であり、現に滋賀県が造林公社という施策で管理している森林に対しては、法を適用すべきではない。」という意見がありました。公社林のこれまでの経過を勘案すれば、滋賀県の政策判断で設置した公社が造林した森林であることから、分収造林事業収束後の公社林の管理責任は滋賀県にあるものと考えます。一方で、分収造林事業を収束させる過程において、公社林が私有林に戻ることで、国から各市町に譲与されている森林環境譲与税の配分額が変動します。今後は、森林環境譲与税の取り扱いを含めた連携のあり方について、市町との議論を進めていきます。

(4) 公社の組織と財務

今後は、事業収束および将来的な再度の債権処理が必要となることを勘案すれば、公社組織は解散し、現在の経営体制は一度清算される必要があるものと考えます。この点について、検討会では、弁護士の委員から、「公社保有債務を整理するためには公社を解散しないと清算できない」という指摘を受けています。また審議会では、委員から「今後、事業廃止や債権放棄を行うにあたっては、公社が解散されなければ県民理解が得られないのではないか」といった意見がありました。

一方で、分収造林事業収束後も、滋賀県の責任で公社林を管理していくことを踏まえれば、今後の公社林管理に向けた体制整備が必要となります。現在想定される選択肢としては、①県直営の体制整備、②新たな森林整備のための団体の設立、③既存団体への管理委託などが考えられます。いずれにしても、新たな体制は、今後の公社林の管理手法と密接に関連しますので、一体的に検討していくこととします。

公社の財務状況について、現在は財務の健全性が保たれているものと判断していますが、今後、事業収束に向けた手続きを進めていくにあたり、多額の債務超過の発生が予見されます。これは、採算林事業地の契約解除により、分収造林森林勘定の資産減少額が一般正味財産額の１億円を超えることで発生するものとなります。債務超過は、一般的に事業の持続可能性が失われていることを示唆する事象であり、また、公社自身の経営努力だけでは、債務超過を解消することができないため、公社運営の停滞や経営破綻の可能性が想定されます。しかし、事業収束を行う間においては、経営方針の転換を条件に、今後10年間を期限として、組織の安定的な存続に必要な滋賀県による人的支援および財政的支援を継続することとします。

(5) 債権処理

公社には、平成23年(2011年)３月に成立しました特定調停に基づき、分収造林事業の履行により発生する伐採収益の範囲内で債務弁済を行う義務が生じています。一方で、特定調停の成立に合意した債権者（滋賀県および兵庫県）にも特定調停に基づく債務弁済を受ける義務が生じている状況です。したがって、特定調停に基づく公社からの債務弁済が継続している現時点においては、分収造林事業による債務弁済スキームが破綻状態に陥り、債権全額の回収ができない状況だとしても、特定調停とは異なる債権処理を行うことができないものと考えます。

そのため、公社の木材生産活動が終了する令和13年度（2031年度）以降、特定調停に基づく債務弁済の完了による残債権額の確定をもって、債権処理を行うこととします。なお、債権処理手続きについては、外部有識者による検討結果で示されている債権放棄を念頭に、民事再生手続きや中小企業の事業再生等に関するガイドラインの活用など何らかの法的手続きを行う方向性で、債務者（公社）との協議を進めます。

(6) 今後の公社林整備

分収造林事業の収束にあたり、公社林は分収造林契約を解除することで私有林となり森林所有者が管理することとなります。しかし、全国的には、人口減少、少子高齢化の影響によって所有者管理が行き届かず放置され荒廃している森林や所有者が分からなくなっている森林の増加が問題となっており、公社林も所有者管理となることで、そういった懸念が生じます。

森林は、憲法で財産権が保証されている国民の財産であると同時に、私たちの暮らしを土台から支えている社会的共通資本であるため、所有者任せとせず「みんなで支える」視点が必要ではないかと考えます。また、公社林は、滋賀県の政策判断に基づき設置した公社が滋賀県からの支援を受けて造林した森林ですが、今般、滋賀県の政策判断により、分収造林事業はその役割を終えることとなります。しかしながら、公社林のもつ水源林としての機能と効果は、滋賀県が今後も琵琶湖を保全していくために、必要不可欠な存在といえます。

そのため、今後の公社林整備については、分収造林契約解除による所有者管理を基本としますが、森林所有者（分収造林契約者）の意向を十分に確認しつつ、所有者による森林管理が難しいと判断される公社林に対しては、必要に応じて滋賀県が主体となり公的管理を行うこととします。公社林への公的管理については、令和10年度（2028年度）を目途に導入することとし、その事業スキームや具体的手法、財源確保策、実施体制の整備などについて、森林審議会への諮問を行うなど必要な検討を進めていきます。

以上

資料編

資料１：山元立木価格と労務単価の推移

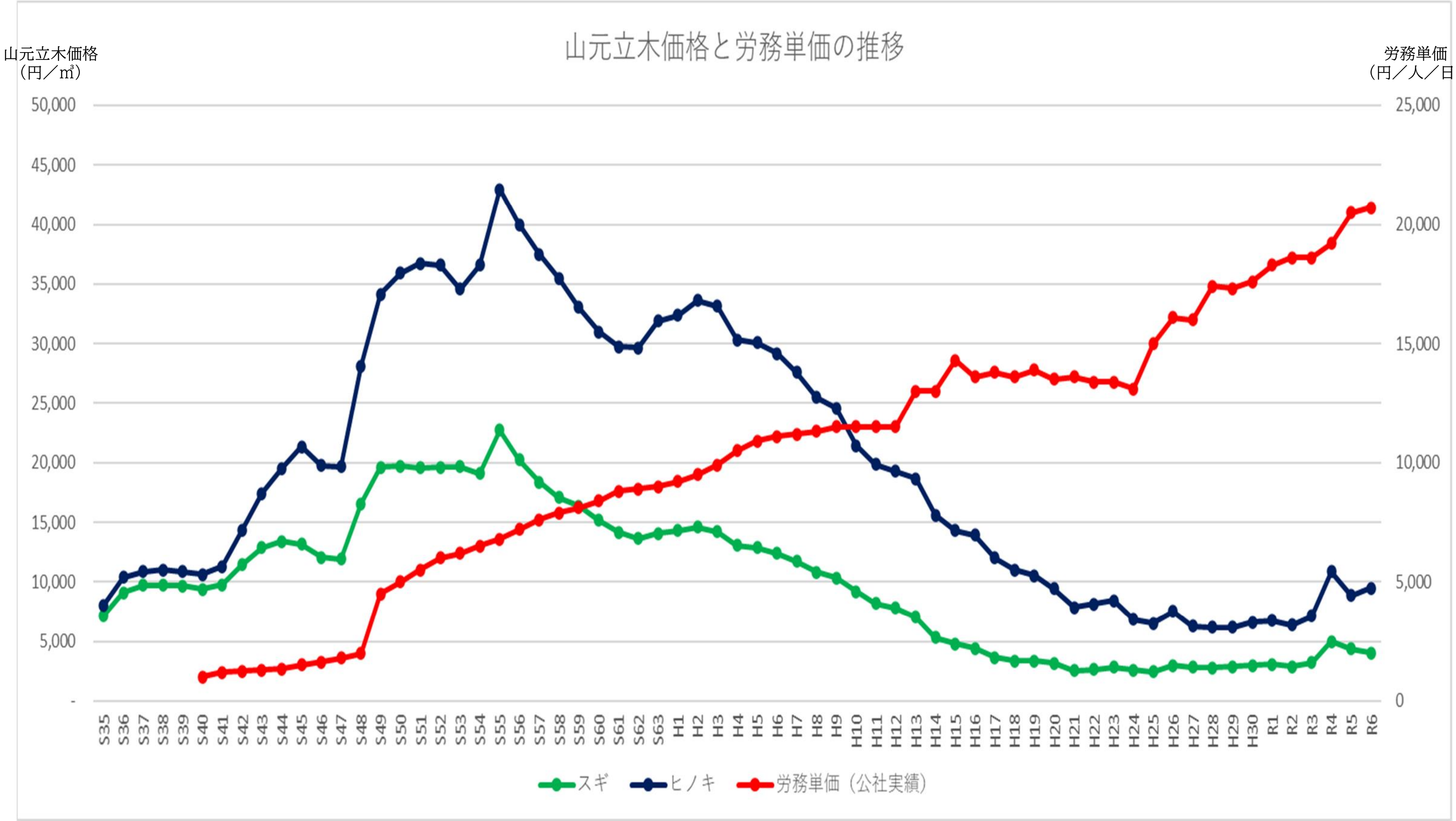

資料２：造林公社営林地位置図

令和7年4月1日現在（単位:ha）

	採算林面積	不採算林面積	既解約等面積	合計
大津市	114.90	896.85	572.30	1,584.05
栗東市	23.09	31.39	0.52	55.00
湖南市	14.91	223.58	2.81	241.30
甲賀市	446.89	1,639.00	173.40	2,259.29
日野町	0.00	49.55	23.15	72.70
東近江市	153.64	2,045.50	568.99	2,768.13
愛荘町	0.00	76.25	0.75	77.00
甲良町	0.00	6.50	0.00	6.50
多賀町	34.93	267.95	422.66	725.54
彦根市	0.00	88.01	0.26	88.27
長浜市	108.95	1,967.90	2,260.49	4,337.34
米原市	74.73	938.28	499.02	1,512.03
高島市	519.19	3,616.74	1,759.55	5,895.48
合計	1,491.23	11,847.50	6,283.90	19,622.63

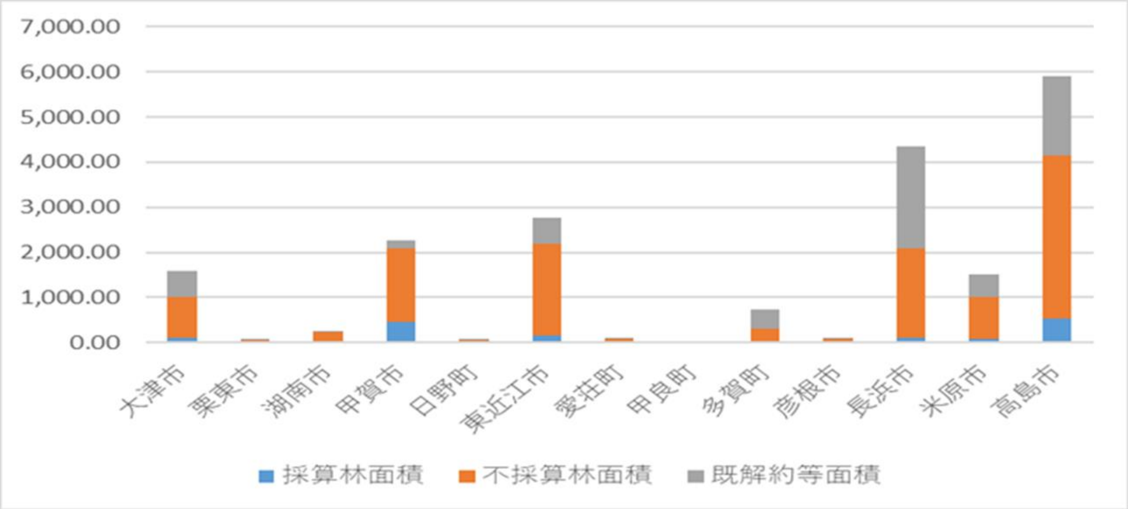

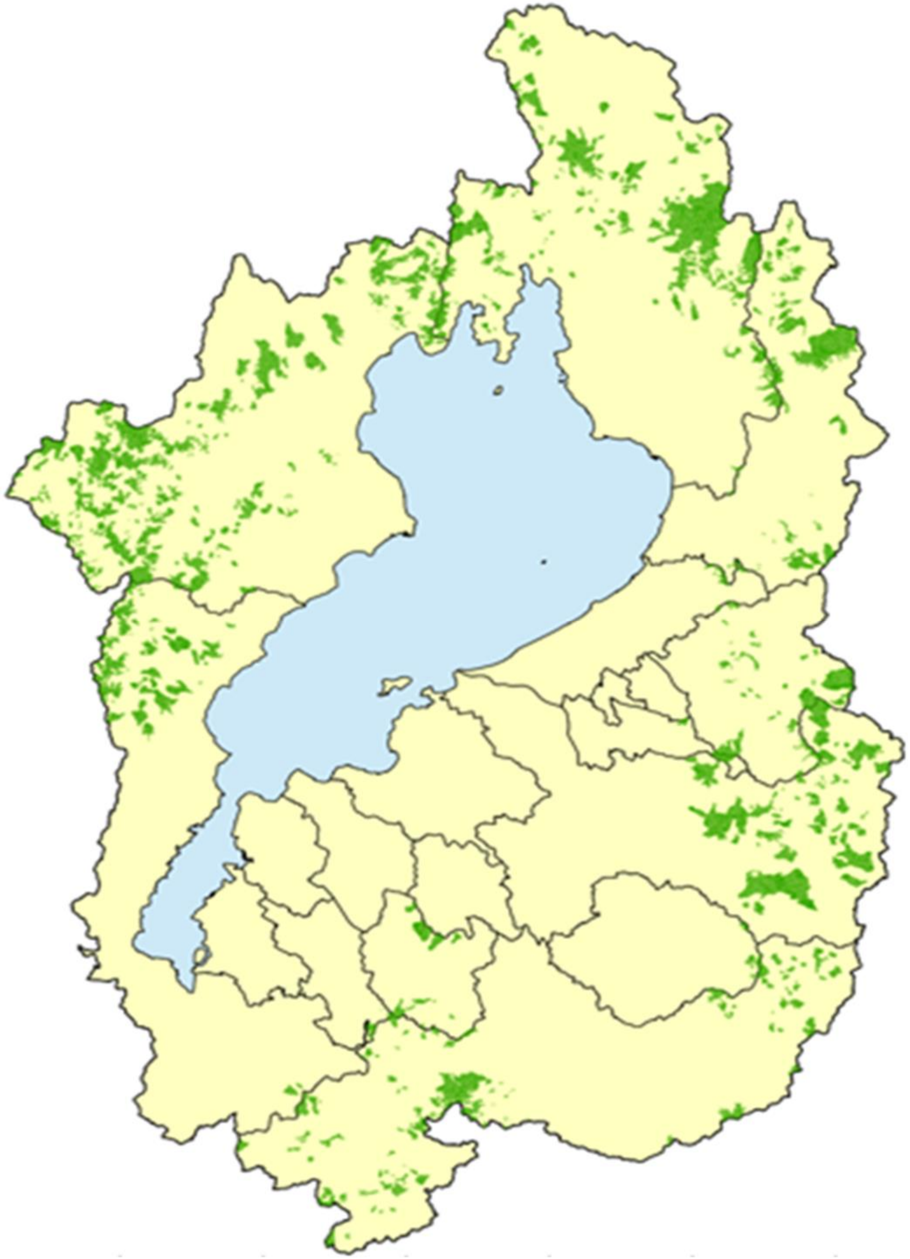

資料３：特定調停の概要

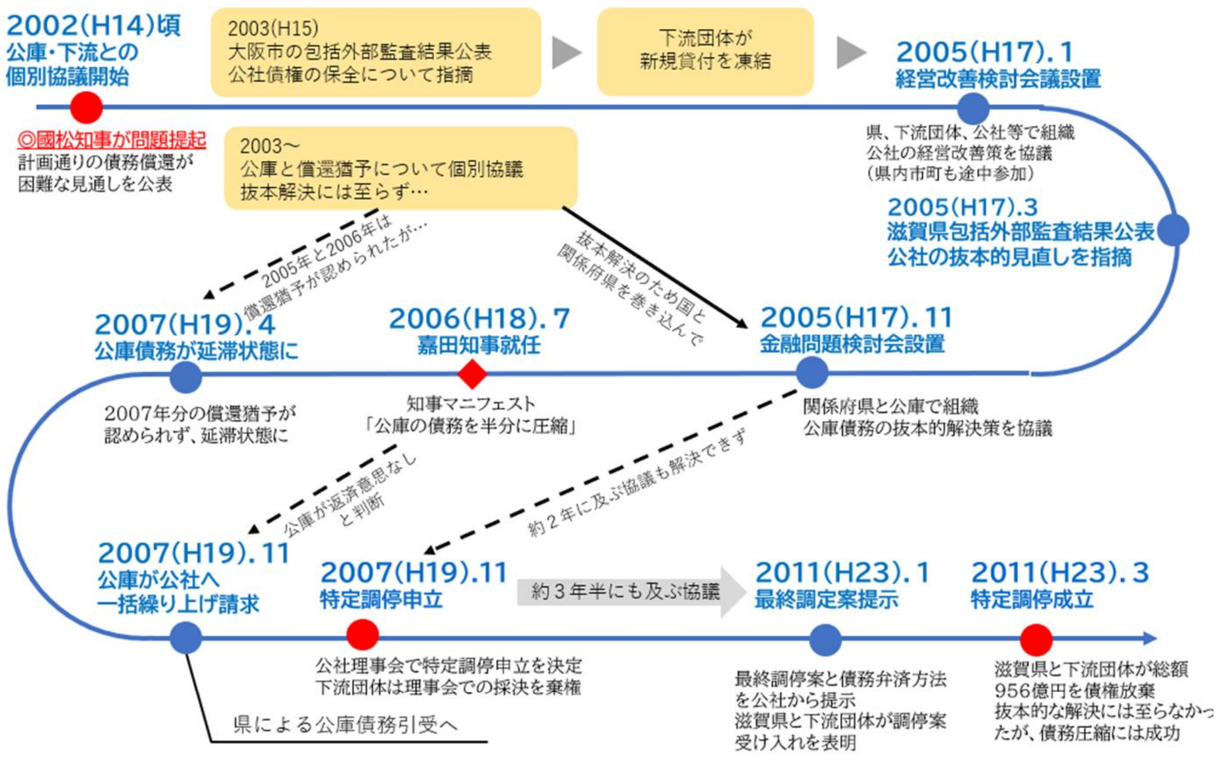

<公庫債務 → 滋賀県が免責的債務引受>

引き受け債務総額：690億円
（元金：444億円　利息等：246億円）

弁済期間：2008年～2049年（42年間）

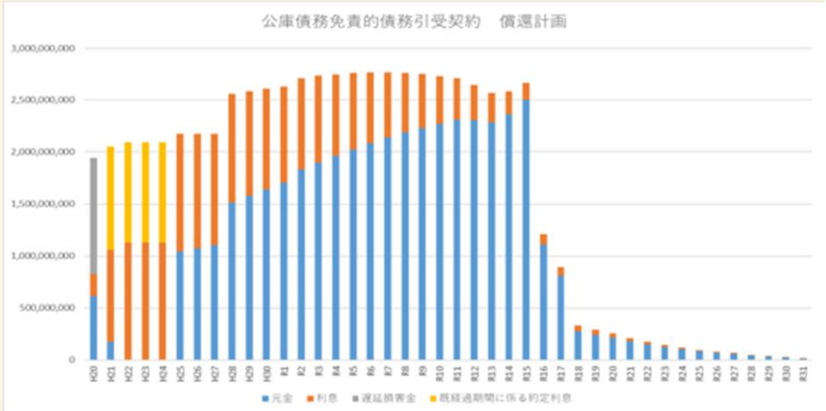

滋賀県・下流団体の債権 → 特定調停により956億円もの債権放棄

(1)社団法人滋賀県造林公社（昭和40年4月設立。平成25年4月に一般社団に移行）
①滋賀県・兵庫県には、平成27年度～令和33年度の伐採収益67億円で長期分割弁済。
②その他下流団体には、滋賀県からの新規貸付金（14億円）を原資に一括弁済。
③伐採収益等を超える債権は放棄するとともに、放棄後残債権は全て無利息化。

（平成23年3月30日現在）

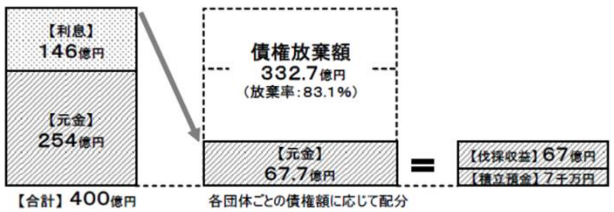

（単位：百万円）

弁済方法	債権者	債権額（平23年3月30日） A	弁済額（財源内訳）償還積立預金 B	弁済額（財源内訳）県貸付金 C	弁済額（財源内訳）伐採収益 D	弁済額 合計 E=B+C+D	債権放棄額 F=A−E	新規貸付 G	処理後の債権予定額（平23年5月末） H=D+G
長期分割弁済	滋賀県	20,991	31	−	5,077	5,108	15,883	1,432	6,508
	兵庫県	1,129	2	−	192	194	935	−	192
一括弁済	大阪府	7,641	15	611	−	626	7,015	−	−
	大阪市	7,641	15	611	−	626	7,015	−	−
	兵庫県内団体	2,637	5	211	−	216	2,421	−	−
合計		40,039	69	1,432	5,268	6,769	33,270	1,432	6,700

注1　端数処理（四捨五入）に伴い、表計算が一致しない場合がある。
2　兵庫県内団体とは、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、阪神水道企業団の5団体をいう。

(2)財団法人びわ湖造林公社（昭和49年3月設立。平成24年3月に滋賀県公社が吸収合併）
①令和5年度～50年度の伐採収益121億円で長期分割弁済。
②伐採収益等を超える債権は放棄するとともに、放棄後残債権は全て無利息化。

（平成23年3月30日現在）

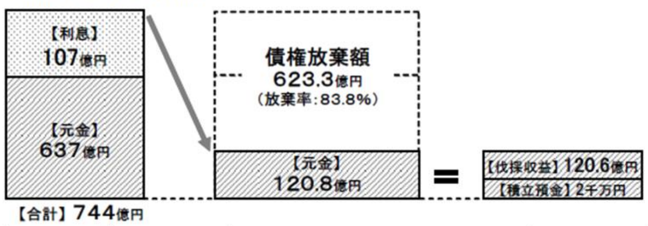

（単位：百万円）

弁済方法	債権者	債権額（平23年3月30日）	弁済額（財源内訳）償還積立預金	弁済額（財源内訳）伐採収益	弁済額 合計	債権放棄額	処理後の債権予定額（平23年5月末）
長期分割弁済	滋賀県	74,408	18	12,065	12,083	62,325	12,065

①成長量の低下（影響度：小）

長期経営計画比約９０％

・造林不適地（地質、地形、土壌等の条件不利地）における成長量（樹高・直径）の低下

②架線系集材が実質的に困難（影響度：中）

長期経営計画の弁済計画では、架線系集材による抜き伐りを想定

→しかし、国の補助制度の変更等により架線系集材では採算が合わず、車両系集材に切り替え

③利用できる材積の減少（影響度：大）

長期経営計画：７０％　→　実績：６１％

・成長不足や雪による根曲がり、獣害被害により利用できる部分が減少

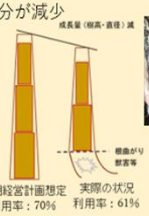

雪による根曲がり

獣害被害

・伐採回数の減少により、伐採材積量が減少

④搬出間伐可能エリアの縮小（影響度：大）

長期経営計画：１００％　→　実績：２６％

→車両系搬出に切り替えたことで、伐採エリアが縮小

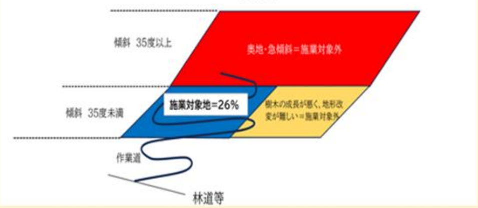

①　航空レーザ計測による森林解析データから伐採可能な公社事業地の森林資源量を算出

2,198,087㎥

②　森林資源量に、これまでの公社の施業実績を反映

Ⅰ　施業率

（長期計画100%）➡ **２６％**

事業地の中で、実際に作業道が作設でき、伐採搬出可能な事業地面積の割合

Ⅱ　利用率

（長期計画：70%）➡ **６１％**

１本の木から木材として利用できる材積量の割合

Ⅲ　架線集材実施率　＋２％

車両系集材を中心に行っているため、架線系集材の実施による集材量の増加を一定加算

さらに、今後の下振れリスクを考慮

Ⅳ　伐採回数の減少

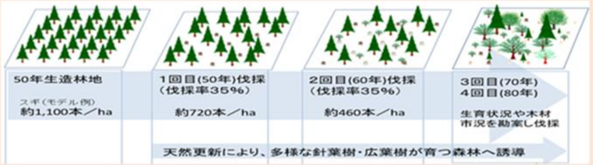

現在は左図のとおり10年間隔で４回伐採

残存木の状況や広葉樹の生育状況を勘案し、３回目（70年）の伐採を取りやめ、針広混交林への誘導をさらに促す必要あり

伐採利用可能材積量：**256,000㎥**（長期経営計画比：約１４％）

木材価格試算単価	
ベストシナリオ（＋15%）	11,000円／㎥
現実的な目標（±0%）	9,600円／㎥
ワーストシナリオ（－15%）	8,200円／㎥

事業コスト試算単価	
ベストシナリオ（±0%）	11,500円／㎥
現実的な目標（±0%）	11,500円／㎥
ワーストシナリオ（＋10%）	12,700円／㎥

	ベストシナリオ	現実的な目標	ワーストシナリオ	長期経営計画
収支差	21億7,000万円	18億1,000万円	11億2,000万円	
収支差から分収交付金等を控除				
債務弁済見込額（R6～R51）	16億3,000万円	13億7,000万円	８億4,000万円	174億円
～R5弁済実績	４億5,000万円			14億円
経営期間弁済見込額計	**20億8,000万円**	**18億2,000万円**	**12億9,000万円**	188億円
長期計画比	11.1%	9.7%	6.9%	－

資料５：公社組織体制等

（令和７年4月1日現在）

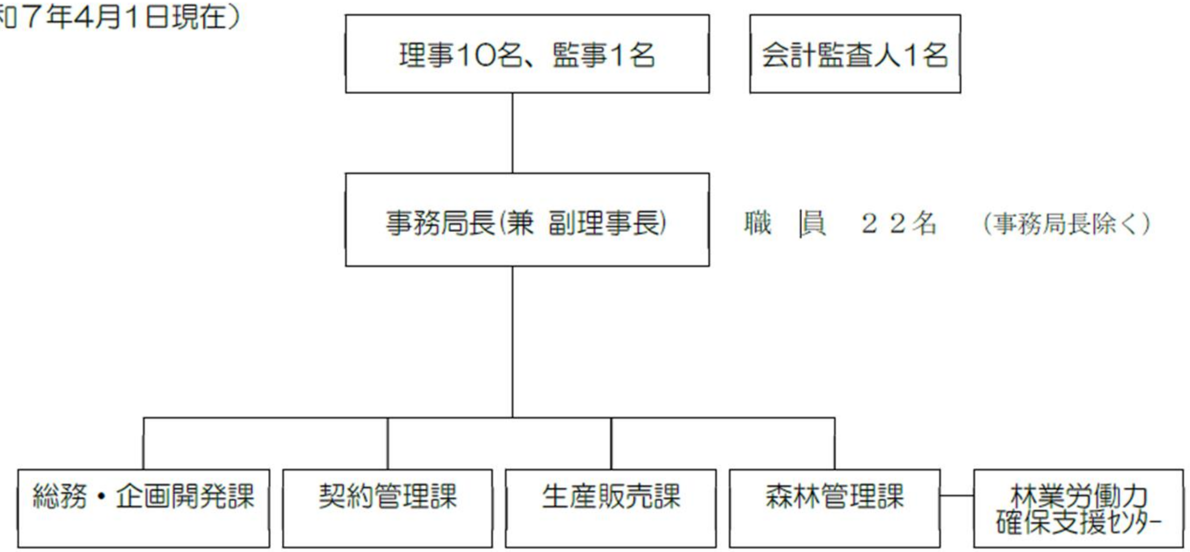

役職	氏名	他団体での役職
理　事　長	三日月　大造	滋賀県知事
副理事長	吉嶋　伸浩	滋賀県造林公社事務局長
理　　　事	井筒　信太郎	兵庫県企画部次長
理　　　事	伊藤　治仁	長浜市産業観光部長
理　　　事	岡田　眞男	東近江市農林水産部長
理　　　事	荻　大陸	元成美大学教授
理　　　事	坂野上　なお	京都大学講師
理　　　事	土田　秀美	滋賀県林業研究グループ連絡協議会
理　　　事	目片　佳子	滋賀県琵琶湖環境部次長
理　　　事	吉野　信吾	高島市農林水産部長
監　　　事	白井　稔	滋賀県会計管理者

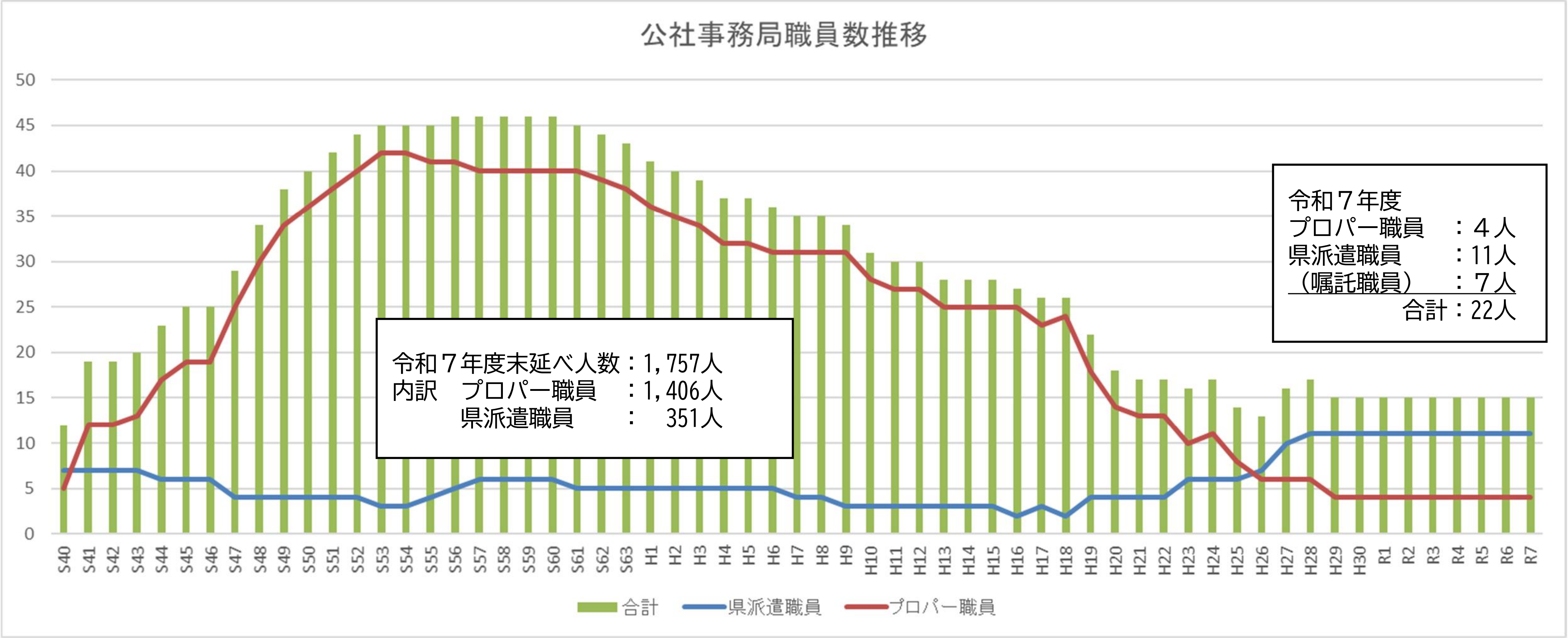

資料６：正味財産増減計算書（R1以降）

単位：（円）

					R1		R2		R3		R4		R5		R6	
Ⅰ一般正味財産増減の部	1．経常増減の部	（1）経常収益	①特定資産運用益	特定資産受取利息	16,011	↓	16,179	↑	3,342	↓	3,321	↓	3,323	↑	404,442	↑
					16,011	↓	16,179	↑	3,342	↓	3,321	↓	3,323	↑	404,442	↑
			②事業収益	分収林事業収益	102,267,289	↑	80,621,853	↓	83,576,683	↑	99,541,314	↑	152,941,107	↑	107,544,778	↓
				林産物販売収益	0	→	0	→	0	→	0	→	0	→	0	→
				受託事業収益	26,176,977	↓	23,891,878	↓	24,340,441	↑	30,691,985	↑	32,149,477	↑	24,384,560	↓
					128,444,266	↑	104,513,731	↓	107,917,124	↑	130,233,299	↑	185,090,584	↑	131,929,338	↓
			③受取補助金等		131,845,588	↓	128,602,520	↓	77,248,249	↓	159,180,313	↑	149,297,656	↓	182,234,395	↑
			④受取出資金		211,795,000	↓	221,304,000	↑	205,963,000	↓	210,625,000	↑	210,374,000	↓	211,477,000	↑
			⑤受取寄付金		500,000	↑	800,000	↑	800,000	→	1,300,000	↑	1,900,000	↑	1,398,100	↓
			⑥雑収益		2,848,585	↑	798,749	↓	12,582	↓	184,294	↑	125,300	↓	1,578,833	↑
			⑦取崩益		0	→	0	→	0	→	0	→	0	→	0	→
					475,449,450	↓	456,035,179	↓	391,944,297	↓	501,526,227	↑	546,790,863	↑	529,022,108	↓
		（2）経常費用	①事業費	人件費	143,513,756	↓	137,440,946	↓	140,370,919	↑	139,316,949	↓	146,451,630	↑	149,752,942	↑
				請負費	227,467,854	↓	188,810,600	↓	123,021,800	↓	197,114,280	↑	218,879,042	↑	256,155,900	↑
				委託費	14,742,600	↓	15,315,300	↑	14,214,200	↓	11,063,800	↓	13,500,300	↑	15,620,000	↑
				森林売上原価	88,169,959	↑	86,183,923	↓	49,298,995	↓	58,430,148	↑	69,599,805	↑	63,890,363	↓
				その他事業費	43,613,492	↓	34,441,551	↓	36,430,277	↑	55,182,021	↑	78,675,749	↑	44,009,788	↓
					517,507,661	↓	462,192,320	↓	363,336,191	↓	461,107,198	↑	527,106,526	↑	529,428,993	↑
			②管理費	人件費	9,126,305	↑	9,032,636	↓	11,148,025	↑	14,638,258	↑	14,489,803	↓	14,122,564	↓
				その他管理費	11,740,298	↑	10,232,879	↓	8,682,088	↓	10,589,711	↑	10,710,296	↑	10,990,904	↑
					20,866,603	↑	19,265,515	↓	19,830,113	↑	25,227,969	↑	25,200,099	↓	25,113,468	↓
					538,374,264	↓	481,457,835	↓	383,166,304	↓	486,335,167	↑	552,306,625	↑	554,542,461	↑
				森林資産勘定振替前当期経常増減額	△ 62,924,814	↓	△ 25,422,656	↑	8,777,993	↑	15,191,060	↑	△ 5,515,762	↓	△ 25,520,353	↓
				森林資産勘定振替額	10,353,105	↓	10,336,213	↓	12,158,183	↑	13,416,200	↑	12,673,762	↓	13,283,308	↑
				当期経常増減額	△ 52,571,709	↓	△ 15,086,443	↑	20,936,176	↑	28,607,260	↑	7,158,000	↓	△ 12,237,045	↓
	2．経常外増減の部	（1）経常外収益	固定資産売却益		0	→	0	→	0	→	0	→	0	→	0	→
			特定資産取崩益		0	→	0	→	0	→	3,409,089	↑	8,754,111	↑	0	↓
			過年度修正益		0	→	0	→	0	→	0	→	0	→	0	→
					0	→	0	→	0	→	3,409,089	↑	8,754,111	↑	0	↓
		（2）経常外費用	固定資産除却損		0	→	0	→	1	↑	0	↓	0	→	0	→
			販売用森林資産評価損		1,414,650	↑	0	↓	588,717	↑	2,766,155	↑	1,461,190	↓	3,390,357	↑
					1,414,650	↑	0	↓	588,718	↑	2,766,155	↑	1,461,190	↓	3,390,357	↑
				当期経常外増減額	△ 1,414,650	↓	0	↑	△ 588,718	↓	642,934	↑	7,292,921	↑	-3,390,357	↓
				当期一般正味財産増減額	△ 53,986,359	↓	△ 15,086,443	↑	20,347,458	↑	29,250,194	↑	14,450,921	↓	△ 15,627,402	↓
				一般正味財産期首残高	130,041,527	↓	76,055,168	↓	60,968,725	↓	81,316,183	↑	110,566,377	↑	125,017,298	↑
				一般正味財産期末残高	76,055,168	↓	60,968,725	↓	81,316,183	↑	110,566,377	↑	125,017,298	↑	109,389,896	↓
Ⅱ指定正味財産増減の部	指定正味財産運用益			特定資産受取利息	854	↑	847	↓	170	↓	170	→	169	↓	2,096	↑
					854	↑	847	↓	170	↓	170	→	169	↓	2,096	↑
	一般正味財産への振替額			指定正味財産運用益振替額	△ 854	↓	△ 847	↑	△ 170	↑	△ 170	→	△ 169	↑	△ 2,096	↓
					△ 854	↓	△ 847	↑	△ 170	↑	△ 170	→	△ 169	↑	△ 2,096	↓
				当期指定正味財産増減額	0	→	0	→	0	→	0	→	0	→	0	→
				指定正味財産期首残高	10,000,000	→	10,000,000	→	10,000,000	→	10,000,000	→	10,000,000	→	10,000,000	→
				指定正味財産期末残高	10,000,000	→	10,000,000	→	10,000,000	→	10,000,000	→	10,000,000	→	10,000,000	→
Ⅲ正味財産期末残高					86,055,168	↓	70,968,725	↓	91,316,183	↑	120,566,377	↑	135,017,298	↑	119,389,896	↓

資料７：貸借対照表（R1以降）

単位：（円）

				R1		R2		R3		R4		R5		R6	
資産の部	流動資産		現金預金	183, 254, 637	↓	201, 759, 931	↑	230, 263, 585	↑	241, 224, 122	↑	172, 109, 607	↓	56, 726, 371	↓
			未収金	53, 054, 126	↑	41, 517, 538	↓	45, 762, 412	↑	60, 015, 935	↑	74, 549, 627	↑	84, 874, 199	↑
			前払金	0	→	0	→	0	→		→		→	0	→
			前払費用	0	→	0	→	0	→	966, 718	↑	1, 310, 429	↑	1, 255, 281	↓
			販売用森林資産	5, 328, 249	↓	0	↓	6, 255, 323	↑	3, 424, 281	↓	1, 203, 914	↓	5, 295, 418	↑
			立替金	10, 537	↓	5, 128	↓	-6, 575	↓	2, 856	↑	3, 628	↑	21, 170	↑
			A	241, 647, 549	↓	243, 282, 597	↑	282, 274, 745	↑	305, 633, 912	↑	249, 177, 205	↓	148, 172, 439	↓
	固定資産	特定資産	B	201, 670, 867	↑	203, 392, 473	↑	205, 631, 152	↑	206, 202, 971	↑	331, 286, 070	↑	335, 551, 616	↑
		その他 （事業用資産）	分収造林森林勘定	81, 864, 175, 063	↓	80, 508, 591, 002	↓	78, 896, 283, 706	↓	77, 808, 236, 895	↓	76, 870, 313, 004	↓	75, 538, 281, 992	↓
		固定資産	分収育林立木勘定	18, 889, 012	↑	19, 460, 012	↑	17, 029, 031	↓	17, 506, 031	↑	6, 738, 333	↓	6, 928, 333	↑
			分収育林樹木勘定	87, 294, 154	→	87, 294, 154	→	87, 294, 154	→	76, 720, 190	↓	29, 265, 948	↓	29, 265, 948	→
		（有形固定資産）	車両運搬具	4	→	4	→	3	↓	3	→	3	→	3	→
			什器備品	506, 462	↑	363, 182	↓	219, 902	↓	83, 643	↓	24, 603	↓	204, 998	↑
		（無形固定資産）	ソフトウェア	444, 420	↓	215, 280	↓	102, 960	↓	691, 166	↑	548, 166	↓	405, 166	↓
			電話加入権	159, 200	→	159, 200	→	159, 200	→	159, 200	→	159, 200	→	159, 200	→
		（その他固定資産）	林業就業促進資金貸付金	60, 000	↓	0	↓	0	→	0	→		→		→
			投資有価証券									116, 500		248, 972	
			長期前払費用	0	→	0	→	0	→	1, 398, 774		1, 074, 144		933, 115	
			C	81, 971, 528, 315	↓	80, 616, 082, 834	↓	79, 001, 088, 956	↓	77, 904, 795, 902	↓	76, 908, 239, 901	↓	75, 576, 427, 727	↓
			D(=B+C)	82, 173, 199, 182	↓	80, 819, 475, 307	↓	79, 206, 720, 108	↓	78, 110, 998, 873	↓	77, 239, 525, 971	↓	75, 911, 979, 343	↓
			E(=A+D)	82, 414, 846, 731	↓	81, 062, 757, 904	↓	79, 488, 994, 853	↓	78, 416, 632, 785	↓	77, 488, 703, 176	↓	76, 060, 151, 782	↓
負債の部	流動負債		F	41, 444, 686	↓	15, 984, 129	↓	42, 387, 672	↑	29, 740, 881	↓	75, 292, 246	↑	44, 455, 640	↓
	固定負債		退職者給付引当金	3, 280, 770	↑	3, 908, 017	↑	6, 168, 800	↑	8, 290, 393	↑	9, 200, 747	↑	10, 362, 290	↑
			入社預り金	11, 600, 000	→	11, 600, 000	→	11, 600, 000	→	11, 600, 000	→	11, 600, 000	→	11, 600, 000	→
			社員借入金	18, 649, 938, 207	↓	18, 612, 112, 446	↓	18, 548, 120, 037	↓	18, 494, 764, 944	↓	18, 430, 532, 323	↓	18, 305, 055, 913	↓
			分収造林事業損失引当金	63, 499, 150, 010	↓	62, 224, 421, 623	↓	60, 667, 476, 362	↓	59, 643, 250, 189	↓	58, 781, 852, 458	↓	57, 523, 888, 634	↓
			分収育林事業損失引当金	12, 763, 023	↑	13, 334, 023	↑	11, 684, 042	↓	12, 161, 042	↑	5, 182, 915	↓	5, 372, 915	↑
			分収育林前受金	4, 600, 766	→	4, 600, 766	→	4, 600, 766	→	4, 600, 766	→	4, 600, 766	→	4, 600, 766	→
			預り分収育林樹木勘定	87, 294, 154	→	87, 294, 154	→	87, 294, 154	→	76, 720, 190	↓	29, 265, 948	↓	29, 265, 948	→
			育林前受金	16, 879, 657	↑	16, 881, 186	↑	16, 881, 495	↑	13, 615, 815	↓	5, 380, 506	↓	5, 381, 811	↑
			預り分収交付金	1, 439, 824	→	1, 439, 824	→	1, 439, 824	→	1, 296, 666	↓	777, 969	↓	777, 969	→
			林業就業促進資金借入金	375, 000	↓	187, 500	↓	0	↓	0	→	0	→	0	→
			林業就業促進資金繰越準備金	25, 466	↑	25, 511	↑	25, 518	↑	25, 522	↑	0	↓	0	→
			G	82, 287, 346, 877	↓	80, 975, 805, 050	↓	79, 355, 290, 998	↓	78, 266, 325, 527	↓	77, 278, 393, 632	↓	75, 896, 306, 246	↓
			H(=F+G)	82, 328, 791, 563	↓	80, 991, 789, 179	↓	79, 397, 678, 670	↓	78, 296, 066, 408	↓	77, 353, 685, 878	↓	75, 940, 761, 886	↓
正味財産の部	指定正味財産		出えん金	10, 000, 000	→	10, 000, 000	→	10, 000, 000	→	10, 000, 000	→	10, 000, 000	→	10, 000, 000	→
			I	10, 000, 000	→	10, 000, 000	→	10, 000, 000	→	10, 000, 000	→	10, 000, 000	→	10, 000, 000	→
	一般正味財産		J	76, 055, 168	↓	60, 968, 725	↓	81, 316, 183	↑	110, 566, 377	↑	125, 017, 298	↑	109, 389, 896	↓
			K(=I+J)	86, 055, 168	↓	70, 968, 725	↓	91, 316, 183	↑	120, 566, 377	↑	135, 017, 298	↑	119, 389, 896	↓
負債および正味財産合計			L(=H+K)	82, 414, 846, 731	↓	81, 062, 757, 904	↓	79, 488, 994, 853	↓	78, 416, 632, 785	↓	77, 488, 703, 176	↓	76, 060, 151, 782	↓

資料８：検討会および審議会による検討の状況

滋賀県分収造林事業あり方検討会

1 設置目的

分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第3条および第10条第2号の規定に基づき分収造林事業を実施する一般社団法人滋賀県造林公社(以下「公社」という。)の今後の経営のあり方および分収造林事業のあり方を検討するにあたり、有識者の方々から意見を聴取することを目的に、滋賀県分収造林事業あり方検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

2 委員構成(50音順)

会長(◎)は立花委員

氏 名	主 な 役 職	氏 名	主 な 役 職
浅見 宣義	長浜市長	立花 敏 ◎	京都大学 大学院教授
泉 桂子	岩手県立大学教授	土井 裕明	弁護士
北 克憲	公認会計士	新永 智士	（株）鹿児島総合研究所代表取締役社長
久保 久良	多賀町長	家森 茂樹	滋賀県森林組合 組合長

3 検討スケジュール

回次	日程	検討内容	回次	日程	検討内容
第１回	R6.9.13	長期収支見通し	第４回	R7.5.13	あり方の方針（案）
第２回	R6.11.8	長期経営計画の検証と評価	第５回	R7.9.1	検討のとりまとめ
第３回	R7.2.20	検討の方向性			

検討項目	検討結果
分収造林事業	中長期的に分収造林事業の収束を図っていただきたい
公社林整備	採算林は、民間事業者と連携して林業経営を進め、積極的に木材生産を行うべく取り組むことが望まれる 不採算林は、土地所有者の意向を十分に踏まえつつ、県有林化などの公的管理のあり方について検討を進めていただきたい
債権処理	債権者が債権の全額を放棄せざるを得ない
公社組織	結果責任や経営結果に対するけじめをつける意味において解散することが望まれる

森林審議会

1. R６．１ 諮問　滋賀県の森林林業行政における一般社団法人滋賀県造林公社の公益的役割について

R６．３ 包括外部監査報告書公表

＜指摘事項＞
○長期経営計画と中期経営改善計画の齟齬
○将来的な債権回収額の大幅な下方修正の必要性

2. R６．３ 森林審議会
包括外部監査報告書を踏まえ、今後の公社経営のあり方、分収造林事業のあり方を検討するための専門機関を設置し、議論の場を一旦移すことを決定

R６．３ 森林審議会資料から抜粋

②検証の進め方

検討の場を新たに設置する「造林公社経営検証委員会」に移行し、経営的側面からの検討を行った後、森林審議会へ検討をお返しする。

3. R６．９ 分収造林事業あり方検討会設置
今後の経営のあり方および分収造林事業のあり方を検討するにあたり、有識者の方々から意見を聴取することを目的に設置。第５回開催で検討が終了。

第１回：長期収支見通し
第２回：長期経営計画の検証と評価
第３回：各論点の方向性
第４回：各論点の方針案
第５回：検討のとりまとめ
→ 審議会へ適宜検討状況を報告

4. R７．９ 森林審議会
あり方検討会での検討が完了し、審議会へ議論の場が戻る。

5. R７．11 答申案審議

6. R７．12 答申

審議事項	答申内容
分収造林事業	10年程度の期間をかけて中長期的に分収造林事業の収束を図るべき
公社林整備	採算林は、民間事業者と連携して林業経営を進め、積極的に木材生産を行うべく取り組むことが望まれる 不採算林は、土地所有者の意向を十分に踏まえつつ、県有林化などの公的管理に移行するべき
債権処理	債権者が債権の全額を放棄せざるを得ない
公社組織	分収造林事業の収束や債権放棄を行うことを踏まえれば、公社組織が解散されなければ県民理解が得られない
公益的役割	公社に果たすべき公益的役割はない 今後は、滋賀県が残る公社林を公的管理することで、森林林業行政の推進における公益的役割を果たされたい

資料９：他道府県林業公社の存廃状況

○他都府県の公社の存廃の状況は以下のとおり。（「★」は第三セクター債活用）

区　分			内　容
公社解散	他団体へ事業譲渡（１県）		群馬県（H25★） ※分収造林事業廃止に向けて全契約の解除を目指したが、進捗率６割にとどまり、他公社へ人員体制も含めて事業譲渡
公社解散	県営林化	直営で管理（５県）	岩手県（H19）、栃木県（H25★）、神奈川県（H22★）、山梨県（H28★）、奈良県（H28★）、広島県（H27★）
公社解散	県営林化	森林組合へ委託（８府県）	青森県（H25★）、茨城県（H22）、福井県（H25）、愛知県（H25★）、京都府（H26★）、愛媛県（S55）、大分県（H19）
公社存続	公社継続【債務整理】（２県）		宮城県（H25★）、**滋賀県（H22）**
公社存続	公社継続【経営改善】（21都県）		秋田県、山形県、福島県、埼玉県、東京都、新潟県、石川県、富山県、長野県、岐阜県、兵庫県（※）、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、高知県、長崎県、宮崎県、熊本県、鹿児島県

※北海道は森林整備法人の認定取り消し
※千葉県、静岡県、三重県、大阪府、香川県、福岡県、佐賀県、沖縄県（８県）は林業公社を当初から設置していない。

＜過去の財政支援＞

	確定負担額	備考
免責的債務引受(H20)	約690億円	平成20年に、公社が負っていた公庫からの借入債務の全額を滋賀県が免責的債務引き受けを行い、令和31年までの42年間長期分割弁済を行っている。
債権放棄（H23）	約339億円	平成23年の特定調停成立に伴い、公社への貸付金債権のうち一部を債権放棄 ※債権放棄額782億円から重複している公庫債務引受分を引いた額

＜現在の財政支援＞

	累積負担額	備考
出資金（H17～R7）	約52億円	平成17年から公社運営費の支援を開始。

＜将来に想定される財政支援＞

	想定負担額	備考
出資金(R8～R17)	約22億円	2.2億円／年×10年間（事業収予定期間）
債権放棄(R13以降)	約180億円	現在保有する残債権額であり、そのほとんどが弁済不可能な状況にあり、将来的な債権処理が不可避

資料11：分収造林事業収束に向けたロードマップ（県想定案）

		R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)	R13(2031)	R14(2032)	R15(2033)	R16(2034)	R17(2035)	R18(2036)
事業収束期間		0年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目
滋賀県	琵琶湖森林づくり基本計画	第2期 中間見直し					第3期策定	第3期開始				第3期 中間見直し	
	あり方全般・債務整理	あり方に関する 方針公表	関与条例 一部改正					債権処理				関与条例廃止	
		公社への支援（出資金の拠出・職員派遣）の継続（R7～R17）											
	公社林の公的管理		森林審議会へ諮問 ↓ 答申	公社林公的管理 開始									
		公社林の公的管理に向けた市町協議（R7～R9）			契約解除交渉の進度に合わせて、順次、公社林の公的管理を進める（R10～R18）								
公社	長期経営計画	計画期間（R7～R12）					廃止						
	中期経営改善計画	第3期	第4期中期経営改善計画（R8～R12）				廃止						
	事業収束計画		（仮称）第1期事業収束計画（R8～R12）					（仮称）第2期事業収束計画（R13～R17）					
	全般	第4期中期 計画策定	第4期中期 計画見直し 第1期 事業収束計画策定				第2期 事業収束計画策定	私的債務整理 手続き開始 債務整理完了				法人清算手続き	公社解散
	木材生産の収束		段階的に事業量を縮小（R8～R12）				打ち切り						
	分収造林契約の収束	林業事業者との調整（R7～R8）	契約者説明会	採算林事業地の契約解除交渉・事業者への引き継ぎ（R9～R12）									
				不採算林事業地の契約解除交渉（R9～R17）								契約処理完了	
	債務の収束		特定調停・中期経営計画に基づく債務弁済（R8～R12）				調停に基づく債務弁済終了						